さいたま市新庁舎整備に伴う民間機能整備事業者選定委員会条例 をここに公布する。

令和7年7月9日

さいたま市長

清好多人

さいたま市条例第40号

さいたま市新庁舎整備に伴う民間機能整備事業者選定委員会条例 (設置)

第1条 さいたま市新庁舎の整備に伴い、財政負担の軽減、来庁者等の利便性の向上 及びにぎわいの創出を目的とした事業所、商業施設、宿泊施設その他の民間機能の 整備に係る事業者の選定に関し必要な事項を審議するため、さいたま市新庁舎整備 に伴う民間機能整備事業者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 事業者の選定基準の策定に関すること。
 - (2) 事業者の選定に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員7人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 関係団体の代表者
 - (3) 市職員

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による審議を終える日までの間とする。

(委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名 する委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。
- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて説明 若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 6 会議は、公開とする。ただし、委員長が特に必要と認めるときは、委員会に諮って会議を公開しないことができる。

(守秘義務)

第7条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退い た後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市戦略本部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。